

小牧探検隊実行委員会 規約

第1条 【名称】 この会は、小牧探検隊実行委員会と称する。

第2条 【事務所】 この会は、主たる事務所を代表宅に置く。

第3条 【目的】 この会は、地域の歴史・文化・観光などの情報を発信するため、宝探しイベントなどの企画および実施を行なうことを目的とする。

第4条 【事業】 この会は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 イベントの企画および立案に関する事業
- 二 イベントの実施ないし運営に関する事業
- 三 その他、この会の目的を達成するために必要な事業

2 この会は、前項に掲げる事業に支障がない限り、次の事業を行なうことができる。収益を生じた場合は、前項に掲げる事業に充てるものとする。

- 一 物品の販売
- 二 役務の提供

第5条 【会員】 この会の会員は、会の目的に賛同して加盟する個人であって、原則として、満18才以上の健全な地域住民とする。

第6条 【役員】 この会に、次の役員を置く。

- 一 代表 1名
- 二 副代表 2名以内
- 三 幹事 若干名

第7条 【役員の選任】 役員は、総会において選任する。

第8条 【役員の任期】 役員の任期は、1年とし、再選を妨げない。

第9条 【総会の処理事項】 この会の運営に関わる重要事項は、総会の議決を経なければならない。

第10条 【総会の開催】 総会は、代表が開催を決定し、召集する。

第11条 【議事録】 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第12条 【総会の決議の省略】 総会の目的である事項についての提案に対して、その議決に要する数の会員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第13条 【資産の構成】 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 財産から生じる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

第14条 【資産の管理】 この会の資産は代表が管理し、その方法は、代表が別に定める。

第15条 【事業年度】 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第16条 【規約の変更】 この規約の変更は、総会において出席した会員の3分の2以上の多数による議決を要する。

第17条 【解散】 この会は、次に掲げる事由により解散する。

- 一 総会において全会員の3分の2以上の多数による議決
- 二 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- 三 会員の欠亡

付則

1. この規約は、平成25年7月19日から施行する。